

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年10月27日(金)
午後0時58分 開会 午後2時49分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 徳 永 雅 博 (副議長)
古賀 じょうじ	さんのへ あや
川 北 直 人	吉 田 要
石 川 邦 夫	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真一郎
庶 務 係 長 藤 田 京 子	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 田 中 直 輝
議 事 係 員 飯 島 龍 一	調 査 主 査 野 村 領 作

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 38 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1-1 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例 (案)
- ・資料1-2 政治倫理条例案に対する課題整理表
- ・資料2 政治倫理条例の条文構成に対する検討項目
- ・参考1 入札・契約にかかる不適切な取扱いの具体例

午後0時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長　それでは、ただいまから、第5回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

◎協議事項1　（仮称）江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長　では、早速議題に入ります。

本日、2点の議題がございます。それでは、協議事項1の「（仮称）江東区議会議員政治倫理条例について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長　それでは、議題1、（仮称）江東区議会議員政治倫理条例について御説明いたします。

前回、9月26日の検討会において、政治倫理条例に盛り込むべき項目について、おおむね了承された項目を中心に条例案のたたき台を作成し協議を進めること、また、意見が分かれている項目については、条例に盛り込むか否かを引き続き協議することとのまとめになってございました。前回の検討を踏まえ、事務局にて資料を整理いたしましたので、御説明いたします。

それでは、まず、資料1-1を御覧願います。

こちらの資料は、前回の検討会でおおむね了承された項目を中心に意見を整理し、条例案のたたき台を作成した資料となっております。資料の見方といたしまして、下線部は、主に各会派から出た意見を中心に整理し、以前の検討会資料で示した条文構成例に追記等を行った箇所になります。また、事務局で整理する中で必要と考えられる部分についても、一部追記しておりますので、後ほど御説明いたします。また、削除する部分につきましては、抹消する線を表記しております。

なお、会派で意見が分かれている部分や、一部の会派からの要望であっても修正をかけている箇所もございますので、先ほど申し上げましたとおり、あくまでたたき台として整理したものとなりますので、御了承願います。

それでは、条文案について御説明いたします。

第1条には、「必要な措置を講ずる」旨の文言を追記しております。第3条は、第

2項の文言を追記しております。第4条は、「不正に行使させるよう働き掛ける」旨の文言を追記しております。第5条第1項第1号は、「不正の疑惑を持たれる恐れのある行為」を追記し、「著しく」という文言を削除する案としております。

続いて、第2号は「指定管理者の指定」を追記し、さらに、条文に「不正に働き掛ける」という内容の文言がなかったため、「その権限又は地位の影響力を不正に行使し」という文言を追記しております。

2ページを御覧ください。第5条第1項第3号は、「職員の採用等に不正に関与する行為をしない」旨の文言を追記しております。この部分につきましては、複数の会派より入れたほうがよいのではとの御意見がございましたので、今回追記いたしました。前段の記載の「公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛けをしないこと」の中の一部の具体例という形になっていることから、この点も含めまして、掲載の追記の有無につきまして、御協議いただく必要があるかと考えております。

続いて、第5号は、人権侵害の禁止という内容に名誉毀損行為の禁止を含めるべきとの要望があったため、「他人の名誉を毀損する一切の行為をしない」旨を追記し、さらに、「第三者をして同様の行為をさせない」旨の文言を追記しております。

第6条第1項は、構成を「次の各号のいずれに該当する」とし、(1)号から(4)号までを下段に記載する方法に変更しております。また、「区の指定管理者の指定を受ける法人等」を追記しております。

第7条第1項は、政治倫理基準の構成例の検討において、その他、法令等違反の禁止を削除したことや、政治倫理基準第1項第1号の信用失墜行為の禁止で広く法令等違反も含めた禁止事項と読めるため、「又は法令等」という文言を削除する案としております。また、区民の調査請求にかかる人数につきましては、後ほど御協議していただきたく、黒丸で表記をしております。

続いて、3ページを御覧ください。第7条第4項の調査請求できる期間につきましては、後ほど協議していただきたく、黒丸で表記をしております。

第8条第2項の委員の構成につきましては、後ほど協議をしていただきたく、黒丸で表記をしております。

第9条第5項の審査付託の日から審査結果の報告までの期日につきましては、後ほ

ど協議をしていただきたく、黒丸で表記をしております。

第10条につきましては、審査会の審査結果を通知することや、審査の概要を公表することについて、ほとんどの自治体で規定をされておりましたが、こちらが本区での条文構成例から漏れておりましたので、こちらは事務局にて追記をさせていただいた部分となります。

続いて、4ページを御覧ください。

第11条第1項については、「議会が措置を講ずる」旨、文言を修正しております。

第12条は、条文構成例では、「審査結果の公表」となっておりましたが、「措置の公表」に文言を修正しております。

続いて、資料1-2を御覧願います。こちらは条例案に盛り込む項目の中で、さらに決めていく必要がある課題について整理した資料でございます。また、各自治体、条例とは別に条例に関する施行規程を策定しており、本区でも策定を予定しておりますが、施行規程をつくる際に協議し、決めていく必要のある事項につきましても、課題整理表の中に記載してございます。

それでは、項目ごとに説明いたします。上段、兼業の報告義務につきましては、区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告の対象とするのか。また、兼業報告書について、区民が閲覧する方法をどのようにするのかというような課題がございます。

なお、北区は、区民からの請求があった際に報告書を掲示しておりますので、補足でそのことを記載しております。

次に、住民・議員の調査請求については、住民の調査請求人数をどうするのか。調査請求の期限を設けるのか。設ける場合には期限をどうするのか。また、調査請求の要件について、政治倫理基準以外の法令等違反も含めるのかというような課題があります。

なお、調査請求の期限につきましては、墨田区と新宿区は1年としており、北区は条例上、制限を設けておりませんので、補足に記載してございます。

次に、政治倫理審査会については、審査会委員の構成と決定方法をどのようにするのか。審査会は臨時型、あるいは常設型にするのか。審査期日は何日とするのか。ま

た、審査会の審議を公開するかというような課題がございます。

なお、川越市は、議員以外が審査会の委員となりますが、臨時型としております。また、尼崎市は、委員を何人と決めずに、12人以内とし、事案に応じて有識者等の委員を選定し、臨時型で設置しております。尼崎市の例は、委員に求められる事案に対する専門性や、審査対象議員との公平な関係性を担保する視点では一つの有効な方策と考え、例示をさせていただいております。また、常設型は案件がなくても報償費を支払う例が多く、その場合、予算措置が必要となります。

次に、多摩市や八王子市は、審査期日を明記しておりません。また、北区と新宿区は、審査会の公開、または傍聴については、条例ではなく施行規程に定めており、原則公開とし、審査会が認めた場合は非公開とすることができるように定めている例がございます。

最後に、議会の措置につきましては、措置の内容を規程に明記するのか、あるいは規程にも明記せず、審査会で決定するのか。また、措置を明記する場合、措置の種類をどうするかというような課題がございます。なお、北区は措置の内容を条例ではなく規程に定めており、新宿区は措置の内容を条例や規程に定めておりません。

以上、資料1-2の説明となります。

続きまして、資料2を御覧願います。こちらは、意見が分かれている項目につきまして、条例に盛り込むか否かを引き続き協議をしていただくため、前回の検討会資料を一部加工した資料となります。資料の見方といたしまして、表の一番左側に「要」となっている項目は、資料1-1の条例案に盛り込んでおり、「否」となっている項目は、前回不要との意見が一致し、条例に盛り込まないとした項目でございます。

最後に、黒い太枠で囲った項目が条例に盛り込むか否かを引き続き協議していただく必要がある項目でございます。

最後に、参考1を御覧願います。こちらは、理事者側で職員向けに作成した「入札・契約にかかる不適切な取扱いの具体例」になります。例えば、職員が公表前に情報を漏えいしないことというような職員が行ってはならない事項について、具体例を例示しております。

記載内容が職員の入札・契約にかかる不適切な取扱いの例となりますので、逆の言

い方を言いますと、議員が職員に対して求めないようにする行為の例となると考えられるため、こちらを参考にさせていただければと思います、本日参考として添付をさせていただきます。

以上、長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいまの事務局からの説明のとおり、前回の検討会において、各会派からいただいた意見を整理し、現段階での条例案のたたき台を資料としてまとめました。

本日は、まず、資料1-1及び1-2の条例案について御協議いただき、その後に、資料2の意見が分かれている項目について協議を進めていきたいと思いますが、その進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　そのようにいたします。

それでは、まず、資料1-1及び資料1-2の条例案について、御意見をいただきたいと思いますと思いますが、今回、初めてお示しする資料ですので、本日のところは、資料1-2の課題整理表に記載の項目について中心に御意見をいただき、資料1の条例案全体の記載内容等については、特段御意見がある場合についてのみ御意見を頂戴し、具体的な部分について、改めて、次回以降、御協議いただきたいと思いますと思いますが、その進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　そのように進めます。

それでは、まず、資料1-2に記載の項目について、順次、御意見をお伺いいたします。まず、兼業の報告義務の点について。

○川北直人議員　まず、では、兼業の報告義務ということで、まず、資料のほうをおまとめいただきまして、事務局の皆さんありがとうございました。

兼業の報告義務のことにつきましては、会派といたしましては、兼業の報告義務については必要とさせていただいておりますけれども、そもそも政治倫理条例をつくるに当たってのポイントというのは、区政と議会の関わりというところが大きなポイントになると思っておりますので、この課題の中の一番上にあるとおり、区と関わり

ない企業等の役員等々になった場合も報告対象とするかという点について、会派としては、その報告はないんじゃないかと思っております。あくまで区政との関わりを持つ企業に限定をすべきであるのかなと思っております。

その対象としては、1-1のほうに触れておりますけれども、許認可が必要ですか補助金を受けるですか、あるいは区の指定管理を受ける、こうした項目について、こうした形で記載することはやぶさかではないと思うんですけれども、その対象企業は、区との関わりというところがメインになると思っております。

それから、閲覧の方法につきましては、基本的にはこれは議員自らが区との関わりの中で、一方で、兼業していることについて、自らを律していくということがメインでありますので、必要となった場合に閲覧ができる、請求とか申請があった場合に閲覧ができるという点にとどめるべきではないかと思っております。

兼業の報告については、以上です。

○吉田要議員　　まず、新時代の会の兼業の報告義務についての考えです。

会派としては、これは基本的に載せるべきという前提で、その範囲の対象なんですけれども、私たちも基本的に区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告対象とするというのは、いささか広いんじゃないかなと思うので、そこまででなく、本区に関してというところまででいいんじゃないかというのが、今のところの考えです。

そして、閲覧方法についてもですが、同様なんですけれども、北区と同じように、請求があった際に見られるようにする。そこまでで足りるのでないかというところで、丸という、そういう認識を持っております。

以上です。

○石川邦夫議員　　現在、北区ですか、現状としては、企業等の役員も報告の義務を義務づけている、こうした例を見つけて、江東区での透明性の確保というのが、検証の中でもかなり出ていたものですから、うちとして、こうした企業等の役員の報告もしたほうが、より鮮明になっていきますし、厳しい観点ではありますけれども、こうしたものに関しては必要と考えています。

ただ、どうしても入れなければ賛成できないという状況ではないんですけれども、より厳しくやっていったほうが、政治倫理条例の大きな意義も出てくるかなと思っております。

させていただきます。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告対象とすべきだと思います。いつ区と関わりを持つことになるか分からないという点もありますし、関わりないというのは、どの程度のことを言うのかということも判断が難しいと思うんですよね。なので、そこは区別せず、企業等の役員となった場合は報告対象とするということのほうが、より区民には分かりやすいのではないかと、透明性確保という点でも必要ではないかと思えます。

それから、区民への閲覧方法ですけれども、請求があった場合というのは、それは区民にとっては負担となると思うんですよね。ですので、区民がいつでも閲覧できるようにすべきだと思います。

以上です。

○古賀じょうじ議員 我々としては、区に関わりがある場合に限ったところで、区と関わりのないところは報告の対象外であっていいと考えています。また、請求があった場合に掲示するという形です。

基本的には情報開示すると考えるときには、条例の趣旨に沿った部分を開示すればいいと考えております。そうでなければ、むやみに個人情報を出すような形になってしまいますので、そういった側面もありますから、このような意見とさせていただきました。

○さんのへあや議員 私は区別の必要がないと思っております、区と関わりのない企業というところであっても、役員になった場合は報告対象とすべきと思っております。どの時点で区と関わりのないのかということもそうですし、区と関わりのないと言われていたにもかかわらず、区の事業に、例えば、後で手挙げ式に関わることというの也被考えられますので、どの時点で区と関わりのないかというところの定義づけが難しいところから、私は、最初から区と関わりのない企業の役員になった場合も報告対象とすべきと考えます。

閲覧方法については、開示請求等の請求があった場合に開示するというところで賛成いたします。

○山本香代子会長 石川議員、区民の閲覧方法のところをお願いします。

○石川邦夫議員 閲覧方法に関しては、請求があった場合の皆さんの意見に同意しております。

以上です。

○山本香代子会長 そうしますと、まず、区の関わりがない企業等の役員となった場合のところなんです、今、意見が分かれています、その点を考えていかなきゃいけないんですが、区の関わり合いを持つ時点で、例えば、きちんと報告をしなきゃいけない、そういったことっていつの時点で、どう把握できるかというところが難しいというところの部分で、そういった全体、関わりがあろうがなかろうかというお考えだと思うんですが、その点のところですね。

○川北直人議員 まさに、そこが私は政治倫理条例をつくる上でのポイントとされていて、こういう条文をつくって、さらに1-1のほうでは、1から4まで一応、1の主として収益事業を営む法人等というのは、私は外すべきだと思っているんですが、2、3、4というのは、あくまで具体的に、どういう企業を兼職している方が報告しなきゃいけないかというのを明確にしているわけですから、ある意味、政治家として、また兼業しながら活動するに当たって、区の許認可が必要な事業になるといった段階で報告すればいいわけですし、区の補助金等を受ける可能性があるといった段階で、議員自らが報告をすればよろしいと思いますし、ある意味、事前に議員としての倫理をしっかりと持ちましょうということを定める兼業の報告だと思いますので、そこは議員自身がしっかり自覚を持って、これを運用していけば、私は今の段階では、区に関わりがある者というところで限っておいていいと思っております。

○吉田要議員 私も今の川北議員の意見とほぼ同じなんですけれど、基本的に盛り込むべきというところで、最初、丸を付けさせていただいたんですが、かたくなではないです。要は、絶対にこれが区外のものというのは絶対に要らないという、それほど強いものでもない、皆様の意見を聞きながら、もう1回検討したいなというところなんです。

じゃあ、丸なのか三角なのかという話になってしまいますよね。結論を出せよという話になるのかもしれないですけど、基本的には、そこまで設けなくてもいいとい

う考え方の下でございます。要らないという考え方です。

○山本香代子会長　そこで、大嵩崎議員、さんのへ議員、いかがでしょうか。

○大嵩崎かおり議員　持ち帰って、クラブで、皆さんの意見も伝えながら。

○さんのへあや議員　私も持ち帰って検討をさせていただきたいんですが、議員自身の自覚ですとか倫理によるものというところで、もちろん我々がしっかりと自覚していれば、変更があった時点ですぐに届出が出されるものと信じたいと思っているんですけど、その辺りまた検討させてください。

○山本香代子会長　一旦、持ち帰り。

あと、もう一つ、関わりのある、ないのところは持ち帰りという御意見があったので、また、それを1回持ち帰っていただいて、検討していただきたいと思います。

後段の、区民の閲覧方法をどうするかというところなんですが、今いろいろ意見を聞いて、私はこれ、請求があった時点でよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(「持ち帰り」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　これも持ち帰りですか。2つとも。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　分かりました。じゃあ、そこを十分協議していただいて、兼務の報告義務に関しては持ち帰りということ。

○大嵩崎かおり議員　1点、北区の事例だけが提示されているんですけども、常時、閲覧に供しているところというのはどんな状況でしょうか。

○事務局次長　申し訳ございません。どういうふうに関覧をしているかというのを各自治体、全国津々浦々だと思うので、そこを全て把握している状況ではないです。ただ、我々の知っている限りは、請求があって閲覧をする、閲覧しますよというような内容が23区内であるという状況と、あとは考えられるとしたら、例えば情報公開、江東区役所でいう情報公開コーナーに置くだとかというようなことは、方法の一つとしては考えられるのかなと思っています。

ただ、閲覧にしても、例えばホームページに、全て兼業している内容の報告を、こういう報告をもらっていますと載せているだとか、そういった事例があるのかどうか

というのは、私は見たことはないんですけども、そういったところを全国各地、いろいろ様々なやり方をしていると思いますので、そういったところについては、申し訳ございませんが、確認を取れないといった状況でございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 情報公開請求しないと見られないというところは、やはり区民の人にとっては、請求するという作業が必要になるわけで、だから今、事務局次長が言ったように、いつでも必要があれば、事務局に来て見られるような形にするとか、最低限、私はその程度の措置は必要じゃないかなと思うんです。情報公開請求を使わないと見られないというのは、手間のかかることですし、時間もかかるということがあるので、情報提供というのはやるべきだと思います。

○事務局次長 方法につきましては、どういう方法にするのかという具体的などころまでは、事務局のほうで詰めているわけではないんですけども、あくまで情報公開請求ではなく、あくまで、これ申請があれば閲覧に供することができるという形になろうかと、今、皆さんそういう形になろうかと思っておりますので、例えば議会事務局の窓口申請書を御提出いただいて、それで申出を受けて閲覧をするとかという方法も一つあり得るんじゃないかなとは考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長 そういうことも含めて持ち帰っていただいて、また、次回、お願いいたします。こちらは終了いたします。

次に、2番目、住民・議員の調査請求について、御意見をお聞きしたいと思います。

○吉田要議員 会派としてですが、これも丸をつけさせていただいております。以前も報告しているところですけど、基本的に、この人数については、事務監査請求の50分の1でいいんじゃないか。そして、期限については、1年で十分じゃないか。そして、政治倫理基準以外の違反した場合まで含めるかということですけど、政治倫理基準違反のみを対象でいいのではないかというのが、会派の取りまとめです。

以上です。

○川北直人議員 たしか前回、会派としてまとめて出している案があったと思うんですが、私たち、2,000人だったと思うんです。すみません、忘れちゃって。

2,000人で、請求期限については1年、それから請求の要件については、政治倫理基準のみに違反したと思われる場合を含めるということをお願いします。

○石川邦夫議員　　うちに関しては、資料にあるとおり、100人以上で対応という形で入れさせていただいています。1人とか誰でもとなると、全てにおいて、いろいろな形で対応しなきゃいけない状況を考えていくと、1,000人、2,000人という人数というのは、いろいろな形で対応は非常に大変な状況を考えていくと、100人ぐらいでのそうしたもので、ある程度、窓口を低くした形でやっていくべきではないかと思っていて、100人以上でどうかという形で出させていただいています。請求の期間に関しては1年で十分ではないかと思っております。

あと、もう一つ何でしたっけ。

○山本香代子会長　　政治倫理基準以外。

○石川邦夫議員　　政治倫理基準違反のみの対象で、基本的には大丈夫だと思っております。

○山本香代子会長　　ありがとうございます。

○大嵩崎かおり議員　　政治倫理基準にもよると思うんですけども、政治倫理基準そのものが法令遵守も求められる中身になっているのではないかと思うので、その辺をどう考えるのかというところが一つあるのかなと思います。

ただ、私たちに求められているのは、法令はもちろんで、さらに法令にはない場合も、あまりないかもしれないんですけども、私たちは法令だけを守っていればいいというわけではなくて、それを上回る政治倫理を実現していく、守っていくというところがやはり必要なわけですよ。法令さえ守っていればいいというのでは、そもそも政治倫理条例自体が必要でなくなるわけで、ただ、そこは区別する必要はないのではないかというのが一つ。

それから、今、1年でいいんじゃないかというお話があったんですけど、何で1年でいいのかというのを、逆に具体的にお聞きをしたいんです。1年過ぎちゃったら、後から分かることもあるわけじゃないですか、1年以上たって。知ったときから1年なのか、そのことを起こしたときから1年なのかというところになると、じゃあ1年と限定しちゃうと、それを過ぎちゃったらもう不問になっちゃうのかということにな

るわけですから、私たちが提案しているのは、議員の在任期間中は、また再選されたら、再選されたとしてもその人が議員の職にある限り、問われるべきだと私たちは思います。

だから1年という限定は、少なくとも4年なんだけども、4年だと、また最後の1年の時だと、それは次の任期に入っちゃったら、じゃあ問われないのかということにもなるので、期間は定めるべきではないというのが意見です。

○古賀じょうじ議員 まず、人数のところですけども、我々は50人と提示させていただいております。区民から議会に対して声を届ける、その行為自体は壁を高くする必要はない。むしろ低くしてあげるべきだという考えです。

あとは、政治倫理基準以外、もしくは政治倫理基準のみといったところですが、ここは政治倫理基準のみと考えさせていただいております。やはり、この条例の趣旨を、まずは限定させた形で、しっかりやっていくべきじゃないかなと考えております。

あとは、期間です。我々は削除でもいいんじゃないかというふうに、初回に提示はさせていただいているんですけども、先ほど大嵩崎議員がおっしゃったように、基本的には在任している間とか、そんな定義でいいんじゃないかなと考えています。

以上です。

○さんのへあや議員 私も当初から、住民監査請求と同様に請求権、請求できる方という要件が住民1人以上でいいと思っております。現状、住民監査請求を、じゃあ、今、江東区で乱発されているかといったらそうではない。やはり受理をされるためのハードルが高いというところはあるんですけども、しっかりとちゃんと事実に基づいた請求が行われているかというところが、しっかりと見られているかと思うので、請求をするときのハードル自体は低くていいんですけども、請求がちゃんと受理されるかというところをしっかりと、政治倫理基準以内のところ、もう以外のところになってしまうと、とてもきりがなくなってしまうので、あとは嫌がらせのようなものが出てしまう可能性もありますので、請求できる方は1人以上、ただ、その要件については、政治倫理基準以内のところ、というところを定めていただきたいなと思っております。

請求期限は、私も期限がないものがいいと思います。

○山本香代子会長　ありがとうございます。そうしますと、まず、調査請求についての人数は、皆さん意見がばらばらなので、これはまた時間をかけてしっかりやっていきたいと思います。

また、請求期限もいろいろ、1年に限らず、任期中はという話も出たりしています。これももう1回、協議をしていただきたいと思います。

3番目の調査請求の要件なのですが、私は政治倫理基準だけに限ってよろしいんじゃないかと。それ以外、法令等というと、かなり幅広い違反が、とんでもないことも、個人的なことでも請求されたら、これは議会として耐えられないと思うので、この辺は法令基準に限るという形の書き方でよろしいでしょうか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　ここだけそういう形でさせていただいて、上の丸ポチの2つ、もう1回、いろいろ会派に帰って検討していただきたいと思います。

続きまして、政治倫理審査会について、御意見を伺いたいと思います。課題整理はこういう形でされておりますけども、それにまたプラスアルファでも結構ですし、こうしたほうがいいんじゃないかという、改めてでも結構です。

○川北直人議員　前回までに提出させていただいております政治倫理審査会の設置の仕方を基本的には変えておりませんで、基本的には非常設というところで。

○山本香代子会長　臨時型ということかな。

○川北直人議員　そうですね、ごめんなさい、臨時型でございます。

構成について、今回、事務局のほうの資料として出していただいた、尼崎市の委員を何人と決めず、12人にしているということと、その理由として、生じた事案について、当然、専門性の高い方を、その都度、集めるというところで、人数を限っていない、あるいは内訳を限っていないというところは、一つ参考になるのかなと思っています。

会派の中でも、少しここは議員の入れ方とか関わり方とか、全体の人数に対して政治の経験のある議員をどれぐらいの割合で関わられるようにしようとか、そういうところの意見、まだ一旦は、定数10人程度、議員は半数以下の4人程度、あと、区民とか識見者でということ提示していますので、基本は、こうした形とした上で、再度、

ここは持ち帰らせていただきたいと思います。

公開につきましては、基本的には非公開というのが望ましいのかなと思っています。審査をしている過程で、個人的な情報なんかも出しながら審査をされることが想定されますので、先ほど例文として、基本的には公開、審査会が認めれば非公開という方式もありましたが、そこも原則的には非公開ですけれども、そういった方法を取っていることを含めて、もう一度、会派の中で議論したいと思っています。

以上です。

○吉田要議員　まず、審査会の形としては臨時型で十分じゃないかと思っています。そして、期日も60日でよろしいのではないか。それから、人数なんですけれど、私たちも尼崎市の事例というのが、柔軟性があるんじゃないかなと。要は、人数を決めずに、という一文を入れておくことでいいのではないかと考えております。

審議の形ですけれど、原則非公開として、ただ、やはり内容によりけりなのかなと。いうところでは、全てが全てフルオープンでなくて、今おっしゃったように、内容によるものもあるかと思います。原則非公開としておいていただきたいと思います。

○石川邦夫議員　確認も含めてなんですけども、常設、臨時型と、どちらかにするかという状況なんですけども、例えば、臨時型の場合の他区、他市、いろいろな形で臨時でやっているところも多少あるんですけども、例えば、有識者、あと市民公募、さらには議員とか、これは臨時型の場合は名前を決めずにやっているようなところはあるのでしょうか。名前を決めずに、簡単に言えば、任命をせずに、臨時型ですといつ開催するか分からない状況で、一度任命をしてしまって、何年もずっとそのまま任命をしたままなのかとか、そうしたものが状況的にどうなっているのか、確認できますか。

○事務局次長　我々のほうの認識として、常設型、臨時型で書かせていただいた内容としては、常設型というのは、もう既に委員を決定して、常に審査会が開ける状況のことを常設型と、今、認識をしている状態です。臨時型というのは、特に審査会自体は、通常は起こり得ないという形で、こういう事案が起こったときに審査会のメンバーを決定して審査会を開くという形が、臨時型ということでの想定で書かせていただいています。

なので、例えばほかの自治体で、全国どのようにやられているかというところは自治体にもよるとは思うんですけども、例えば、一例としては、常設型で任命はして、もちろんそこは属人的に有識者は誰々、区民は誰々と決めているという形になるでしょうけれども、その方で、常設型でずっと例えば置いておいて2年任期で交代して、その間、何もしなければ、例えば、そうは言いながらも任命しているので審査会自体を、請求に関わる審査会という形ではなく、勉強会なのか、どういう形で開かれているのか分からないんですけども、そういった審査会を一度開いて、報償費を支払って、継続的に常設としているという例、そういった運用をされているという自治体も中にはあると聞いております。

以上でございます。

○石川邦夫議員　臨時のときは人を決めずに、人数だけ決めて、そのとき開催をする方向になると、多分、任命をして、依頼をして、現実、受けていただくという形になるのかなと思っています。

現実、本当にこうした審査会が開催をするときに、正直言うと、多分急に誰かを任命しなきゃいけないという形に、現実なってくる状況を考えていくと、いろいろなところに、電話で確認とかも、他区、他市、行わせていただいたんですけども、結構常設でやっているところに関しては、大体、どこも2年間の契約で、審査会が開催されなければ、一度、現状としては、任命式で2年に一度、役所に来ていただいて顔合わせをして、審査請求があったら行っていくという形で、ほとんどのところがあまり、現状としては、ほとんど審査会開かれていませんと。もうそういった状況でありましたけども、でも任命をいただいて、意識をしていただいて、2年間全うしていただくという形になったほうが、審査会が請求されたときのあれとしては、結構スムーズにいく流れのために、2年に一度、報償費は1回ですけども発生するんですが、常設型で、会議に関して、審査会がなければ実際になっていない形で、臨時の場合に関しては、人数だけ決めて、現状としては誰になるか分からない。そのときに急に誰か空いている人はいませんかというやり取りでというのは結構大変だなという認識があります。

とは言え、現実、2年間、実際になくても縛り的なものが入るものですから、その

辺はどう考えていくのかなと思うんですけども、先ほどの調査請求の中で、例えば2,000人とか、非常に基準が高いところでやると、なかなか請求が起きなかったりとかと考えると、現実、臨時型でもいいのかなと。

少ない人数とかで受けやすい体制の中では、個人的には常設型のこうした取組も、ある程度、区としては必要かなと思っておりまして、現実、どうしても常設型じゃなきゃ駄目だということではないんですけども、常設型を検討していくのも、一つ、いろいろな意味で、アイデアはあるかなと思っています。

また、審査期間に関しては、60日、2か月と考えていくと、うちも江東区としてどうなるかはあるんですけども、例えば議員が入った場合に関しては、議会があったときの様々なときに出られるかどうかと考えると、日数的には90日とか、少し多めに取っておいたほうがいいかなと思っています。

また、審査会の審議に関しては、全て公開となると様々、文言等のいろいろな調整とか、少し思いとどまったりとかもあるので、事後の報告とかも出ると思いますから、そういった意味でいうと、公開はしなくてもいいかなと思っています。

答えになっているかどうかあれなんですけど、一応意見として。

○大嵩崎かおり議員 審査会については、今、石川議員から御発言があったように、私たちも常設型にすべきだと思います。それは、やはり臨時で、そのときに集めるというのは大変だと思いますし、常設で2年という期限、任期2年という形にして、年1回程度、会議を開いて制度の問題ですとか、そういうのを知っていただくという、メンバーにもよりますけど、公募区民を入れるのであれば、そういう制度について知っていただく機会にもなると思いますし、常設で設置をしたほうが良いと思います。

審査期日は、これもなかなか難しいと思うんですけども、長ければいいというものでもないし、短くても十分審議、審査できるのかというところもあると思うんですが、基本は60日として、必要な場合は何日まで延長できるという形で決めたほうが、申請した方、請求した方にとってはいいのではないかと思います。

審査会の審議については、原則公開にして、内容によっては非公開とすることもできるという規定のほうが、透明性が担保できるのではないかと思います。

○古賀じょうじ議員 まずは、審査会は臨時型のほうでいいんじゃないかなと思って

おります。事案の内容によって、得意、不得意分野というのが生じてくると思いますので、そういった意味でも、より見識、その分野に関して知識ある方、知見がある方を呼んできたほうが、より確実な議論ができるんじゃないかなと考えています。

あとは、委員の構成ですが、基本的には議員が半分以上であればよいと考えています。今回、条例自体が、議員がつくった条例になるわけですが、それでも何か事案が起きてしまった、防げなかったということになりますので、そういった意味でも議員が半数以上になるのは不適切ではないかなと考えています。

区民目線から見ても、ガバナンスを確保する、その姿勢を示すという意味でも、議員は半数以下が適切ではないかなと考えています。

あと、何日にするかといったところですが、正直、これ特にこだわりはありません。60日でも、90日でも大丈夫です。一番重要なのは、しっかり議論ができる、結論づけることができるということです。この点については、ほかの会派さんの意見に従っていきいたいと考えています。

あとは、何でしたっけ。公開ですね。これは非公開でいいと思っております。この経緯を、報告書を出す段階、最終的な報告書を出す段階で、可能な限り、議論の経緯とか充実させることができれば、審議会自体は非公開でいいと考えています。

以上です。

○さんのへあや議員 審査会委員の構成なんですけれども、政治的な運用を避けるために、私は議員を除くメンバーで構成されるべきだと思っております。

審査会を臨時型にするか常設型にするかという点は、常設型を希望します。なぜならば、この話が資産公開のところにもつながってくるんですけれども、審査会を常設型にされている自治体では、資産公開を年に1回、定期的に行われているので、その提出先として、審査会が受理をしているというところで常設であるケースが見られました。

審査会期日なんですけれども、これも60日以内、住民監査請求と同じ60日以内でいいのかなと思うんですけれども、構成されるメンバーですとか人数によっては、90日でもこれは特にこだわりはございません。

審査会の審議も、基本的には公開で、ただ取り扱う内容によっては非公開にすると

というような規定でよいのかと思います。

以上です。

○山本香代子会長　これは今日の時点で、全くもってまとまる要素が今ないので、今、手いっぱい、どうしよう。もう1回、各会派、もう1回、ここは譲れそうだとか、ここは駄目だと、また、あると思うんですが、いずれ、まとめたいと思うんですけど、今は完全にばらばらです。完全にばらばらなので、これで無理くり強引に何かすると反発あると思いますので、もう1回、これは持ち帰って。

○大嵩崎かおり議員　常設にしたほうがいいのか、臨時にしたほうがいいのか、メリット、デメリットはそれぞれあると思うんです。だから、その辺も整理したほうがいいかなと思うし、あと、資産公開をする場合には、年1回とか審査することになるので、その辺との関わりもあると思うんですよね。

だから、その辺の考えが今、隔たりがあるので、なかなかここをまとめるのは難しい。メンバーも議員を外すのかどうかというのもあって、ちょっと難しいと思います。

○山本香代子会長　いずれにしても、議員を入れる派と、入れない考え方もあります。そうすると、今、一つ一つ、何かこれを一つというところはないので、先ほど大嵩崎議員も言った、ほかのところとも関連してくるということもあって、これは難しいですね、この審査会。

どちらにしても、これは今日まとまるというわけじゃないので、もう1回、また、いろいろなお考えをまとめてきていただいて、それでまた何度か、これは繰り返して、着地点を見つけていきたいと思いますので、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　じゃあ、そのようにさせていただきます。

○徳永雅博副会長　今、それぞれの議論が明確になったので、聞いた議論のそれぞれの論理づけを、もう一度、皆さんで、会派で議論していただいて、では実際どうなのかというプラスアルファの論理をしっかりと構築してもらえればいいなと思います。同じことの繰り返しになっちゃうと、またあれなので。

特に思ったのは、議員を入れるか、入れないかというのは大きな問題ですね、一つは。それから、公開、非公開については、そんなに、僕は原則、非公開で、ただし必

要があれば公開していいというのが私の意見なんですけども、その部分については、あれかと思うんですが、あとは臨時型か常設型かというのは、さっき、僕は古賀議員の意見でいいなと思ったのが、内容によって違うんです、専門が。有識者もいろいろな人がいらっしゃいますので、この件については、こういう人がいいと、この件については、この人がいいというケース・バイ・ケースの場合がありますので、そういう意味では臨時型で、その都度、やったほうがいいのかと、僕はそういうふうに思いましたね。

また、その辺は議論をいろいろ深めていただいて、次回、また出していただければと思います。

○山本香代子会長 副議長の意見も参考にさせていただいて、もう1回、また、持ち帰っていただいて、また、協議をしたいと思います。以上で終わります。

次に、議会の措置について、課題がここに載っておりますが、意見をお聞きしたいと思います。

○川北直人議員 今回、お示しいただいた、1-1のほうに案として出ていますけれども、措置を講ずるとするのは議会であるべきということで、この出だしですか、「議会は」というところは賛同させていただきます。

それから、措置の種類につきましては、この4つが、これはたしか墨田区が条例でしたか。そうですね。条例で定めていますけれども、基本的に、条例上に細かなところは入れる必要性はないかなと思っていて、別途、規定等で定めておくことでよろしいんじゃないかなと思っております。

これは多分、最初の意見と変わらないと思いますが、以上です。

○吉田要議員 会派としては、議会の措置については、内容まで定めたほうが良いと思っています。

その種類なんですけれど、1、2、3、4で、これで基本よろしいかと思っていて、墨田区の事例で言うところの謝罪文の朗読とか、あまり微細に入れたいほうが良いのではというところで、1、2、3、4、ここまでを種類としては定めていただきたいというのが希望です。

○石川邦夫議員 確認なんですけども、新宿区に関しては、具体的な措置、条例、ま

た規程にも、現状としては明記していないという形で補足が入っておりますけども、あった場合の何かしら、何もしないでこの条例というのは成り立たない部分がある状況を考えていくと、新宿区に関しては、万が一あった場合の対応とかというのはどのように行っているか、これを確認できますか。

○事務局次長 個別に新宿区さんのほうで、具体的に必要な措置を講ずることになったときに、どのように措置を決定しているのかというところについては、情報を得てないところです。

ただ、審査会なりで、例えばこういう措置が必要だということが出るのであれば、それを尊重して議会として決定していくという流れを取っている自治体さんもございますので、そういった部分で、必要な措置は明確には規定していないにしても、いずれかの措置を検討し、講ずるといった形の流れになっているのではないかなと想定はしているところでございます。

以上でございます。

○石川邦夫議員 今のお答えを聞いて、現状として、細かく定めなくてもいろいろな形で審査会でのいろいろな判断とかで対応していくことはできるのかと思います。

ただ、江東区として、政治倫理条例、こうしたものを出すに当たっては、そういった意味で言うと、様々なところでも現実、行われている状況を考えていくと、一番先ではない。それでも江東区に必要ということを考えていきますと、現実、4つぐらいは、とは言え、4番目の一番厳しいのでも、議員辞職の勧告という形で、議員辞職させることはできない状況を考えていくと、より厳しくしていくことを考えていくと、ぜひ4つに関しては、条例に明記をしていったほうが良いと思っています。

○大嵩崎かおり議員 ここ、なかなか、確かに細かいところまで条例の中に盛り込むべきなのか、柔軟に対応できるように、規則、規程で定めるのかというのは、どちらも良さはあると思うんですが、どんな措置を取るのかというのを区民の皆さんにきちんと示すという上では、措置の内容を条例に盛り込むというほうが分かりやすいと思います。

あと、4つだけにするのか、その他、必要に応じてというような文言を入れて、柔軟に対応できるようにするのかという方法もあるかなとは思いますが、基本としては、

条例の中にしっかり盛り込んだほうが、区民の皆さんには分かりやすいと思います。

○古賀じょうじ議員　我々は墨田区を参考にしたいということで当初から申し上げているんですが、1、2、3、4、このように具体的に明記するのはとてもいいことだと思います。

以上です。

○さんのへあや議員　私は細かくわざわざ定めなくてもいいのかなと思っておりまして、最初の、当初の意見に戻るんですが、都度措置を協議するということで問題がないのかなど。この文章に関しては、「議会は」から始まる条例の文章は異論ございません。

○山本香代子会長　私の意見としては、条例に具体的な措置を明記する必要性というのは、あまりちょっと、なぜならば、北区的な発想なんだけども、この4つ以外のことで措置をする必要性がある場面が出てくるかもしれないとなってくると、そういった内容を変えなきゃいけないこともあるかとなると、逆に、この4つだけ、大体4つ、大体これで対応するべきかなと思うんだけど、条例に細かく具体的に載せる必要性はどうですか。その辺、改めて、川北議員。

○川北直人議員　最初の意見の中で、実効性の観点と書かせていただいています。そもそも私どもの会派については、出处進退というのは政治家本人にあるものと認識をされていて、基本的に実効性が、勧告というのは、正直言って、石川先生がおっしゃったように、ない中で、条例に、実効性のないものを措置でうたっていて、少し汚い言い方かもしれませんが、区民から見たら、これ、ただの振りじゃんと、そういう見られ方というのは、どうしても勧告ってずっと見られているのかなと思っているので、これを条例で定めるというのは、私は抵抗があるかなと。

一方で、規則のところ、こうしたこと、これの4つに限らないのであれば、こうした措置ができるということで、一つの例として、議会の意思を示す、審査会、それから議会の意思を示すという手段として持っておくのはいいと思うんですが、冒頭で言ったとおり、基本的には出处進退、議員本人だと思っているので、これをしたところで、実効性の観点から条例上に入れるのは抵抗があります。

以上です。

○山本香代子会長　この部分、議論したいんですが、規程のほうで具体の部分はよろしいんじゃないかという考えを持っているんですが、その辺どうですか。条例にどうしても、こういったことの具体を、条例に載せる必要性の有無を確認したいんですけども。

○大嵩崎かおり議員　これ、議会の措置なんですけれども、政治倫理審査会、どういう形になるか分かりませんが、この間の研修会的时候には、どんな措置を取るかというの、はっきりさせておいたほうがいいというようなお話ではなかったでしたっけ。

それで、政治倫理審査会で、どこまでの結論を出すのか、措置、こんな措置を取るべきだという勧告というのか、答申になるのかというところまでなるのか。だから、あらかじめどんな措置を取るべきかという、それを条例に盛り込むか規程にするかというところは、それはどちらにせよ、そういうところ、審査会としての結論はどういう形で出されるのかと、だから、どんな措置を取るべきかというのが決まっていなといけないのかどうかというところなんですよね。

それと、決めておかないと、その都度その都度、どんな措置がいいのかというの、また、どういうふうに、どこで議論していくのかという話にもなるんじゃないかなと。だからもし、例えば議場における注意までいなくても、口頭による注意という場合もあるかもしれない。議場でなくて、別途、議長からの注意という範囲にとどまる場合もあるかもしれない。

だから、この4つに当てはまらないという場合も確かにあるかもしれないんですけども、その他必要な措置ということで、柔軟に対応できるようにしておくとか、というのはあってもいいと思うんですけども、でも、私は条例できちんと、やはり区民に、基本は条例なので、規程というのは、あくまで内部規程になっちゃうので、条例、もし違反すれば、こういう厳しい措置が取られるんですよということを、はっきりさせておいたほうがいいのではないかというのが意見です。

○古賀じょうじ議員　若干意見を変えるではないですけども、勧告自体にあまり意味がないと、それは確かにそのとおりだと思うんですが、やはり議会としてアクションしたという事実がとても重要になってくると思います。対区民目線といったところ

で。ですので、こういった行為自体はとても重要だと思います。ただ、今まで議論を聞いていて、規程で記載等をされて担保されるということであれば、必ずしも条例に書くことにはこだわりません。

○石川邦夫議員　先ほどもお話ししましたけども、条例の中で、効力的なものに関しては非常に少ない。特に、区民の方でも、そうしたのをいろいろ御存じの方は、結局勧告でしょうという方がいるのは確かでありますけども、とは言え、規程で表に出ない、じゃあ何をするのかというのが現実何も分からない状況の、先ほど言った規程のものでは、なかなか区民の方の理解とかもなので、一応出来る限りの厳しいものは議会としてもやりますよというのを条例で示すことは、区民に対しての信頼、こうしたものにつながると思っております、条例の記載に関しては、現実、必要だと思っております。

○吉田要議員　石川先生と同じなんです。やはり、ある程度の内容というのは定めないと、区民の皆さんに、形ばっかりに映るんじゃないかなという思いがありつつも、今、皆さんの御意見を聞いていると、やはり一度、すみません、これはもう一回持ち帰らせていただいて、もう一回、会派の意見を、もう一回、整理をしたいなと思っております。

○山本香代子会長　迷いがあるときは何度持ち帰っていただいても結構ですので、それは柔軟に対応したいと思います。ここのポイントですよ。具体の部分条例に入れるか否か、あとそれが、規程だと分かりにくい、条例に入っていたほうが、しっかり区民目線で見えた場合、そのほうが分かりやすいとか、そういったことも含めてあると思うんですが、一応そこも含めて。

○川北直人議員　議長のまとめのさなかにすみません。

○山本香代子会長　どうぞ。

○川北直人議員　これ、条文のほうの案の1-1のほうで、第11条の2のほうで、「法令等に違反していないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を決定するもの」というところで、名誉の回復の措置を明文化できるんですか。

一方で、これは政治倫理違反だと認められたときには、議会の措置を明確にしておく。でも、先ほどの議論の中で、まだ決まっていますが、審査会を例えばオープン

にして、どういう議員がどういう問題にかけられているとかというのが、例えばオープン形式にされたときに、もうその段階である程度、名誉というのは、その後、物事が決定するにしても、さらされていくわけですね。

それが結果として違反はなかったですとなったときの名誉回復というところも、これはもし、いわゆる措置を定めるのであれば、名誉回復のところもしっかり定めておくという必要性もあるんじゃないかなと考えるので、やはりここは慎重に考えるべきだということを、しっかり持ち帰って議論してきます。終わります。

○山本香代子会長 それは大事なところだと思います。例えば、疑念を持たれて、でも実際、審査の結果、それは晴れて違反はなかったとなったときも、しっかりそれを示さないと不公平ですね。疑念を持たれてずっと議論されて、審査されるわけだから。これは本当に深掘りすると、いろいろなまた御意見、また持ち帰るとこういう意見もあったよということで、また、いろいろ意見があるかと思うので、これも全体的に関わってくるんです。一個一個やってはいるけど、これも全て審査会にかかってくる話だったりもするので、またこれも、少し持ち帰っていただいて議論をしていただきたいと思います。これで、資料1-2については終了させていただきます。

次に、資料1-1の条例案全体について、本日の段階では、御意見等、何かございましたら、どうぞ教えてください。資料1-1、これは前回までの意見を聞いた中で盛り込んで、先ほど冒頭、次長のほうから御説明があったところで、1点だけ、私のほうから、先ほども次長からお話をさせていただいているんですけど、2ページ目の一番上の(3)の下線が引いてあるところ、「また、職員の採用、異動及び昇任に不当に関与する行為をしないこと」と例を挙げているんですが、これを上の行の「公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛けをしないこと」というところにかかってくるんじゃないかと思うので、これ具体的に例を挙げる必要があるかないか、私はこれを読んだときに、ここの部分って上の「公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛けをしないこと」というところに、しっかりここで担保できているんじゃないかと思うんですけども、それはどうですか。

○石川邦夫議員 これは、うちの会派から入れさせていただき、これは実は研修会の中で職員の採用、こうした異動、承認に関してもしっかり取り組むべきというものが

あって、入れさせていただいています。

事務局とのやり取りもありまして、先ほど言った「職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛け」、これは全体的なもので大きく関わる中で、その中で小さな1つをぼんと入れても上に関わる。さらに、公正な職務執行の妨げに関しては、いろいろなものが入っていく中で、そのうちの1つを取り上げていくのは違和感があるのではないかという指摘もいただいて、今、会長からもいただいたので、現状としては、上に入るのであれば、別に文言に関しては取っていただいても、会派としては一応承認をします。

ただ、こうした職員の採用も、議員の特権の中では、多少関わる部分もあるので、本当はこうしたものの具体的なものも必要かなと思っておりまして、例えばとかという形にすると、現状としてはいいのかなという思いも、現状としてはあります。

○山本香代子会長 条例ですから、例えばというと、みんな例えばに、全部なっちゃうので、そこはどうでしょう。その辺、ほかの御意見、大嵩崎議員。

○大嵩崎かおり議員 うちも職員の採用について、入れるべきではないかという意見を出しているんですけども、区民の皆さんが見て、分かりやすい条例にすることが必要だなと、さらに解説をしないとイケないというのは、さっきの規程ではこうなっていますと、結局解説というか、さらに説明が必要になるわけですね。

職員の、よく議員に頼めば何とかなるんじゃないかという一つの代表として、区民の方がそういった誤解をされている部分があると思うんですね。だから、そういう働きかけはイケないんですよということの分かりやすい事例でもあると思って、入れたらどうかという提案をさせていただいたところです。

全部に、職員の採用だけではない、公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使するということには、これ以外のものもあるわけですけども、だから区民の方がそれでイメージができるのかと。区民に分かりやすい条文にすべきだと思いますので、確かに、例えばでいいのかと、ほかのはどうなのかと、すごく難しいと思うんですけども、その辺を何とかできないかなというのが意見です。

○川北直人議員 私は、「また」からの文は要らないと思っています。さぞかし、さもこれが行われているからこれを規定するかのようにつまみかねないこともあると思

ますし、あえて職員の採用に関する事だけ、当然これはいけないことだというのが前提ですから、条文に明文化する必要性はないんじゃないかなと、少し違和感を感じますので、会派としては、ここは削除が望ましいと思っております。

○山本香代子会長　ほかの会派の御意見、吉田議員。

○吉田要議員　私も、ごめんなさい、ここは会派の中で、この線の部分は議論できていないんですけど、個人的にも、この一文、具体例を挙げる必要があるかなというところでは。

ほかの意見にもありましたように、ほかの事例でいうと、職権を不正に行使する働きかけ、具体例が挙げられるようなものを列記する必要があるのかというところまで広まってしまいますので、シンプルに書く上では、「また」以下はなくてもいいんじゃないかなという意見です。

○さんのへあや議員　「また」以下の部分がなかったとして、公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働きかけをしないという条文で政治倫理が運用されたとして、例えば、その後職員から何か働きかけがあったときに、いや、我々は議員としてこういうことができないですよというのを、このものをもってしっかりとお示しできるかという観点から見ると、職員の方からすると、例えば、これは公平な理由があるからこういう採用をしてほしいんだとか、昇任、異動したいんだとかという、そういう話があるかと思うんですけども、そこを、そもそもそういうことが我々にはできないんですよ、それは一切、公平な職務執行ではないですよというのを、やはり説明したい。万が一、働きかけがあったときに。

そこで、説明できるものとして、「また」以下の文章があったら使えるんじゃないかなというようなレベルなんですけれども、どちらでもいいと思っています。

○山本香代子会長　さんのへさんが、どちらでもいいという発言は初めてなので、ドキッとしているんですが、そういう意味では、さあ、そう、ええという感じ、困ったな。というか具体の、なくてもいいんじゃないか。大崎議員、どうぞ。

○大崎かおり議員　だから私の第一の目指すところは、区民の皆さんが条例を見て分かりやすいというところが必要、区民の皆さんに知ってもらいたいということが大事なので、区民に分かりやすいという内容であるべきで、後でまた解説書を出さない、最

初に事務局側に出していただいた資料では、例えばというので例示されているので、すごくイメージしやすいと思うんですよね。だから、そういう形で別途解説書をつくる必要が出てくると思うんですよね。

条例は極めてシンプルにするというのも、それも一つの考えだと思いますけれども、条文上、含まれているし、ここに含まれるんだということであれば、私たちもこだわらないですけども、きちんと示したほうが分かりやすいと。

○山本香代子会長　そこで今、こだわらないというお言葉をいただいたので、ここは会長として粘るところなんですけども、というのは、逆にこういったことが行われていたのかみたいに思われるのも嫌なんですけども、ここら辺ってすごく微妙で、取り方によっては、例を挙げることによって分かりやすくはなる。でも、一方では、こういったことがあったのかしらと思われるのも嫌だなというのがあるんですけども、だから、具体例を出すことのいい面と悪い面があって、それで、そういったことも私のほうでは思っています。

だからこそ、「また」の後、「また」以下は削除のほうで、何とか御理解いただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

（「持ち帰り」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　持ち帰り。じゃあ、これは、さんのへさんはどちらでもいいとおっしゃったので、持ち帰りということで、大崎議員が持ち帰った結果を教えてください。それで、あとは私のほうでまとめさせていただきたいと思います。

そのほかございますか、資料1-1で。吉田議員。

○吉田要議員　2ページの第5条の(5)です。すみません、2ページの(5)です。

○山本香代子会長　その権限。

○吉田要議員　その権限、ここがハラスメントで、資料2で見ると分かりやすいんですけど、資料2の2ページの6と7が、事務局案としては、1つにまとめていただいたものなんですけれど、私たちの会派としては、これを前回資料のとおり、6と7という形で切り離していただきたいというのが希望です。

その根拠としては、うちの会派、その他項目で、ソーシャルメディアについての運用ガイドというのは準備する必要があると載せさせていただきました。やっぱりこの

間なんですけれど、ソーシャルメディアの運用、活用というところで、人権侵害につながったり、名誉毀損というような行為につながり得るものというのは耳にするし、目にしております。

そういう意味では、ここをもう少し詳しく分ける意味合いで、前回のとおりに、6と7というのを、事務局案で示していただいたものでいいんですけど、分けていただきたいというのが要望です。

ただ、そうすると、自参無さんの名誉棄損のところ、反対がつけられているので、もう1回、ここの整理が必要になってくるかと思うんですが、お願いいたします。

○山本香代子会長　そういう御意見です。一緒にしたんだけど、また、離れ離れにしたほうがいいんじゃないかという御意見です。

何かありますか。どうでしょうか。大嵩崎議員。

○大嵩崎かおり議員　だから、前回は人権侵害の中にハラスメントも入るし、あと、結局、7が名誉毀損行為ということは、それは結局人権侵害なので一緒にいいのではないかと。SNSの利用の仕方とかの部分で、人権侵害に当たるような行為については、ここに含まれるんじゃないかと思うんですよね。それで、だから私は一緒にでもいいと、そこに含まれると解釈をします。

ただ、資料1-1で出されている、線が引いてあるところで、ハラスメント行為や他人の名誉を毀損する一切の行為となっているんですけども、名誉毀損というのが、例えば虚偽や、誹謗中傷というのは何が誹謗中傷に当たるのか判断が難しいという前回、意見は書かせていただいているんですけども、とにかく嘘のことですよね。虚偽を流布して、名誉を毀損するとかって、もう少しここは、例えば事実を指摘しても名誉毀損、その人の名誉を傷つけるということになるわけで、だから虚偽のことを流布して名誉毀損とかというふうに、もう少しここは丁寧に書いたほうがいいんじゃないかというのが意見です。

○徳永雅博副会長　これは前回一緒にしたんですけども、よく読むと、例えば墨田区の条例なんか非常に分かりやすかったので読ませていただくと、要するに、人権侵害と名誉毀損行為をちゃんときちっと分けているんですが、まず、人権侵害のほうは、「その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかけ

る行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハズメント行為をしないこと」が1つ。

2つ目が名誉毀損の問題で、「政治活動における虚偽の事実の摘示、誹謗中傷の発言若しくは議会報告会、チラシ、ウェブサイト等を利用した情報発信により、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと」と非常に詳しく書いているんです。

僕は、今、大嵩崎議員が言ったように、書き方がもう少し具体的な内容をきちっと書いたほうがいいと思って、これはやはりきちっと分けたほうがいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんですけど。

○山本香代子会長 この間、2つが1つにまとまったんですが、またばらけて具体的な、分かりやすくなるんじゃないかという御意見。

○吉田要議員 もう一度すみません。SNS等の文言というところが大切かなと思っていて、今、大嵩崎議員が言われたとおり、やはりこれだけでは足りない部分というところを懸念しているんですけど、例えば切り取られた情報だったり、事実誤認で発信されたもので、それによって誹謗中傷につながるようなケースというのは、こういう時代ですから、往々にしてあるかなと思うと、ここの名誉毀損行為の中の、中を分けて、具体例として、SNS等というような文言を入れる必要があるという前提で分けていただきたいなというところなんです。

○山本香代子会長 また、これはちょっと、まとまったんだけど、また、もう1回分けたほうがいいんじゃないかという新たな提案です。ですから、もう1回、またこれも、どうしますか。そういった、2つを1つにするということで、取りあえずやったんだけど、やはりいろいろ考えたら分けたほうがいいんじゃないかという、新たなことなんですけど。

○川北直人議員 そうすると、前回までに提出してきた意見に、うちの会派は戻ってしまうんですが、人権侵害のほうについては、適切というふうに、たしか原案といたしますか、今、徳永副議長が参考例としてお読みになっていた部分で問題ないかなと思っているんですけども、名誉毀損のほうになりますと、虚偽という言葉が出てきて、虚偽ってどういうふうに認定をするのかという問題が出てくると思うんですけども、こ

れをどうなんですか、解釈、運用。次長、分かりますか。虚偽をどういうふうに認定するか。

○山本香代子会長 嘘か真か。

○事務局次長 虚偽の事実というのをどういうふうに判断するかということなんですけれども、そういった部分も含めて、そういった請求とかがあって、最終的には、付託するかどうかは議長の判断になるかと思うんですけれども、倫理審査会のほうで付託されて調査した結果、そういった虚偽の事実ではないだとか、虚偽の事実だとかということも含めて、ある意味、審査が行われていくものなのかなと認識をしております。

以上でございます。

○川北直人議員 であるとすると、今のお答えをいただいた上で、会派としては1回、6、7番というんですか、前の資料でいうと。そこに分けて議論しようということに、1回、今日は戻ったということでもいいわけですか。それを前提に持ち帰らせていただきたいと思います。

○山本香代子会長 こういった御意見が出たので、ただ、あまりこういうたくさん、元に戻す話はしないでね。今回、1回まとまったやつを、また、こんな本当に遡ると、行ってこい、行ってこいして、ずっとなっちゃうので。

一応、今回はそういった形で最初、まとめた話だったけども分けて、もう一回分けた形で、各会派で協議していただきたいと思います。

ほかに、資料1-1で何かありますか。これで決定ではないので、まだまだ、今日のところは、1-1に関しては、また持ち帰っていただくという形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 これ、時間をかけてやらなきゃいけないかなと思っているので、よろしくをお願いします。

続きまして、次に、資料2、各会派の意見が分かれている項目について、協議をお願いいたします。

それでは、まず、資料2で四角で囲っているところ、ですから、1ページでいくと、道義的批判を受ける寄附等の自粛のところ、こちらは自参無さんが、これを条文に

入れるか否かのところで、入れないということでバツを付けておられます。この間、会派に持ち帰っていただいて、何か変化ございますでしょうか。

○川北直人議員　基本的には変わりません。政治資金規正法において、厳正に規定をされていると認識していますので、それで足りていると思っております。

○山本香代子会長　ほかのところは、丸からバツになったりするところはないですか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　今日のところはまとめて、全部やりますので、一応これも、ずっとこれはあれですけど、多分そこは意見が分かれているところというか、バツということでございますので、じゃあ次、行きます。

まとまらなそうなので、次に行きます。次は、2ページ目の、これは反社会的な団体等との関わりの禁止、こちらも。

○川北直人議員　変わりません。一つ申し上げているのは、我々、たくさんの方々とお会いして、様々な機会で、例えば御紹介をいただいて、初めましてということで、お付き合いといいますか、つながり、関係ができることがあります。

その段階で、正直申し上げて、反社会的団体の方かどうかは分からないことがあると想定されます。もちろん事後で分かって、自らその関係性を断つということは当然できるんですけども、この条文の前提ですと、そこは担保されていないことになるので、後にあのとき、お付き合いがあったじゃないかということで、倫理条例違反とされてしまうことを規定しておくのは、やはり反対だということでございます。

この関係をつくることを肯定しているわけじゃございませんので、そこは注意してください。

○吉田要議員　ここもバツと丸が分かれているところなんですけれど、まず、自参無さんの意見の中にあつた、反社の特定をどのようにするかというところは、今おっしゃられたように、初見で会った人間が分からないという意味合いなのかと思うんですけど、私たちが考えるのは、暴力団の排除条例だけで対処すべきとなると、暴力や脅迫という行為のみの集団という形になってしまつて、それだけでは狭いのかなと思っております。

反社というのは暴力団を含めての反社であって、反社の定義は何かというところの、詐欺的な行為で経済的な利益を追求するような人たちなわけですから、当然刑法に触れてくるような活動をされている方たちは、全て反社になってくるわけだと思います。

そうした意味では、暴力団の条例だけ、中身を見ていますけれど、ではやはり弱いのかなと思うので、ここは、関わりの禁止というところでは、そのままいくべきではないかというのが意見です。

○山本香代子会長　　ということで、これも、今日の段階ではまとまりませんので、もう一回、またこれは。先に行きます。

続きまして、10の請負等の制限について、こちらは何か変わったところがございますか。ないですか。10番、11番、変わりませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　これも今日の段階ではまとまらないので、続きます。

続きまして、今度は13番の資産公開の件。

○石川邦夫議員　　うちは資産公開に関しては三角、通常の、先ほど言った常設型で、毎年資産公開に関しては、会派としても賛同が得られない、こうした状況です。こうした中で、うちの会派として出しているのが、前も説明させていただきましたが、審査会が必要と認めた場合に資産公開も必要ではないかという意見とさせていただいています。

先ほど言った、議員辞職の勧告などの、なかなか現状としては、勧告ですから決定権がない、こうした状況の中で、こうした資産公開に関しては、前回の研修会でもありましたとおり、かなりいろいろな形での、罰則ではありませんけれども、非常に大変な状況になります。こうした中で、うちの会派としては、こうした資産公開、全議員がやることではなく、審査の対象になった場合に、審査会が必要に応じて求めていくというものでやると、非常にこうしたものも効果があるのではないかと考えて出させていただきました。

ですが、今回の1番に、資料1になりますけども、資料1-1、3ページ目の9条、審査会の審査の中に、3番になりますが、審査対象議員に関しては、審査会から審査に必要な資料の提出、こうしたものがあり、要求がある場合に関しては、それに従わ

なければならないという形になっているので、簡単に言えば、資産のこうした状況に関して、わざわざうたわなくても、こうした資料が提出できることを考えていくと、それに準じてやっていくことは、うちとしてはやぶさかではない、こうしたものがございまして、資産公開に関しては、基本的に毎年毎年、全ての議員がやっていくことに関して、うちの会派としては反対があるものですから、現実こうしたものも含まれている状況を考えていくと、13番の資産公開に関してはバツでいいかなと思っています。

○山本香代子会長 ありがとうございます。共産党さん、大嵩崎議員、いかがでしょうか。

○大嵩崎かおり議員 やはり全体の問題ではあるんですけども、今回、区長が辞職するということになったり、その前、政治倫理条例をつくるきっかけとなった議員のあっせん収賄事件だとか、江東区に対する信頼をどう取り戻していくのかというのが、すごく重要になっていると思うんですよね。昨日の記者会見の中でも、昨年は議会で、今年は区長室に家宅捜索が入って、本当に恥ずべき事態だと。政治も行政も信用できないという、そういう声があるということが記者からも指摘をされて、本当にそのとおりだなと思いました。なので、政治倫理条例全体として、全国の中でも厳しいものなんだという、そういう条例にするべきだと思うんですよね。

プライバシーに関わるということも当然あるんですが、だからこそ、私たち、襟を正して、全部お示しできるんですよということでやっていく必要があると思います。なので、ほかの自治体には資産公開を入れているところは少ないという現状はありますけれども、だからこそ、江東区の条例には資産公開を盛り込むべきだと。

家族全員のところまでは、私たちもそこまでは、家族であっても別人格でもありませんので、しかし、最低でも議員本人の資産については、きちんと公開すると。効果あるかどうかというのは、それはもう全ての項目についてもそれは言えるわけで、やはり江東区として、厳しい条例をつくったんだということが言えるように入れるべきだというのが意見です。

○さんのへあや議員 私も変わらず資産公開はすべきだという意見です。

この間、政治倫理条例に関しての様々な論文ですとか本というのを見させていただ

いて、資産公開している自治体が少ないという中でも、ただ、資産公開がなければ、政治倫理条例自体の基本となる柱の中に、政治倫理基準ですとか請負辞退という中で、必ず資産公開がなければ意味がないんだと御説明されている教授の方もいて、ただ一方で、現状の資産公開の課題なんですけれども、提出したものを、さらにチェックするという審査する場がないそうなんです。なので、形式上だけ出して終わりというような形になっている、形骸化してしまっているという自治体もあるそうで、それは避けたいなと思っております。

勉強会のときに講師の方がおっしゃっていたんですけれども、いきなり厳しい政治倫理条例をつくった後で、やはりこれは形骸化してしまって効果がないから、後でなくそうということできないと、もう徐々に徐々に、その都度、資産に関する議員の問題が起きたときに、やはり資産公開、必要だよねという議論になって、そこでまた資産公開、やるかどうかというところの議論をスタートするという、基本的には必要だと思っているんですけれども、今後の、実際に資産公開なしで政治倫理条例を運用したときに、資産公開もしてもいいかもというところを見据えて議論をするというのは、してもいいのかなと思っているので、丸なんですけれども、三角寄りになったという、いろいろな他の自治体を見てそう思った次第です。

○山本香代子会長　　ということで今、丸から三角にさせていただいて、大嵩崎議員の御意見も、そういった意味もあります。ただ、襟を正すイコール資産公開というところと、ちょっと意味合いが違うのと、あと、今回審査会で必要と認めたときに、資産公開の必要性があったときは資産公開をしてもらって、しっかり審査の中でそれをちゃんとチェックしていただくというところで担保できるのではないかとということも、私は思っているんですけど、大嵩崎議員の発言はそうじゃなくて、そういうことがあっても、やはりほかのところやっけていなくても、江東区は、より厳しくつくるべきだというお考えでございます。

さあ、そこで大嵩崎議員のほうは、丸が三角になったりすることはありませんか。ないですか。分かりました。じゃあ、そういうことで、こちらもち帰っていただいて、もう一回、練っていただきたいと思います。

次に、14番、問責制度について。こちらも、既にこういう形で出ていますけど、丸

が三角になったり、三角がバツになったりすることがございますか。ということで、何かありますか。

○大嵩崎かおり議員 これ、うちは三角ですけれども、三角というのは、ここにも書いてありますけれども、起訴された場合は、説明会の開催を求めることができるではなくて、開催しなければならないとすべきだということと、議会として説明会、議会としてというか、本人が説明会を開催しない場合は、区民が説明会の開催を請求できるという項目、これは嘉麻市の条例ではそういう内容になっているので、さらに、今、提案されているよりも、もう少し改善を求める内容になっています。

やはり説明責任というのは、すごく大事だと思うんですね。みんながきちんと説明責任、果たせばいいですけれども、そうでない方も中にはいることを考えると、やはり議会として、これは設けて、しっかりと区民に説明責任を果たすんだということを示すべきだと思います。

○山本香代子会長 ほかにいいですか。

起訴された場合は、とあるんですが、現実、昨年、私は窓口をやっていましたが、起訴されたときも、何もできなかったです。実際、お越しになることとか、また、そういったことがかなわないし、そういったことを考えますと、実際これってどうかなというのは、実際、現実問題、もう司法に委ねるしかないのかなというような感じもありました。

ただ、当然しっかり本人の口から説明責任をきちっと果たしていただくというのは、一番、それはもう基本だと思うんですけど、現実の部分では厳しいというのが、前回そう感じたので、それを今、大嵩崎議員のほうは、これをしっかりやるべきだということと、そこでまた考え方もあるんですけども。

さあ、どうでしょう。そういった現実的なところはあったんですが。

○大嵩崎かおり議員 確かに榎本氏の場合は拘束されてしまったので、説明会を開催しても出席することはできませんでしたが、在宅起訴という場合もありますし、確かに今、昨日の記者会見でも事情聴取を受けているところなので、事件に関わる内容についてはお話しできませんということで、そういう対応がされて本当に残念だったんですけども、この条例を考える際に、さっきの資産公開もそうなんですけれど

も、果たして効果があるのかどうかと、そういうところで見ると、それこそ本末転倒というか、私たちの姿勢を見せるという点でどうなのかな、それでいいのかなという思いがあるんです。

だから、問責制度についても、きちんとそういった場合は、説明責任、議会としてもきちんと求めていくんだという姿勢をしっかりと示しておくことが重要なんじゃないかと思います。

○さんのへあや議員 私は変わらず問責制度は必要だと思っております、政治倫理条例自体も、これ、区民の方にも役割を自覚していただく、こういったことができるんですよ、請求が可能なんですよというところを分かっていることによつて、政治参加を促していくというような役割があると思っておりますね。

問責制度も、これやらなければならないではなくて、御説明のとおり、司法に委ねなければならない場面もあるかとは思いますが、ただ、住民として、区民として疑問に思ったことを説明してもらいたい、教えてほしいというのを請求することができますよ、だから、あくまでも事件が終わってしまつて何も分からないで終わらせるんじゃなくて、知りたいことは区民の権利として教えてください、何があったんですかという、そういうことが請求できますよという、あくまでも区民の方にそういうことができるというところをお示しする。

その政治倫理条例が、自分たちが行使していくものなんだとか、なおさら政治に対してもっと興味を持とうとか、そういう、気持ちにつながっていくものだと思っているので、この問責制度があることによつて、区民の方が問うことができるということが初めてかなうものだと思っているので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○山本香代子会長 ということです。こちらは今、まとめることはちょっと難しい。またこれは、また掘り下げて協議していきたいと思つています。

それで、最後になります。これは確認なんです、政治倫理条例をつくつた後、書く誓約書なんです、この誓約書の必要性というところを皆さんに、これは、さんのへ議員からの提案なんです、これはいかがでしょうか。どういふうに皆さん、御意見いただければと思つています。

○川北直人議員 会派といたしましては、政治倫理条例を制定する、様々な禁止事項等を定め、現状では議会の措置までは決定していますよね、たしか、措置をすることについては。問責制度はまだこれからだと思うんですけど、措置を講じている、措置を講ずるすべを設けるということから、誓約書をわざわざ用意する必要性はないんじゃないかと思っております。

○吉田要議員 私たちも、倫理条例ができたということは、できる過程で、全ての議員が同意の上でこれが出来上がるものですから、誓約書までは必要ないと考えております。

○石川邦夫議員 我が会派も、誓約書に関しては必要ないという形の判断となります。ただ、現実、この条例自体もいつできるかとか、様々な状況があるものですから、今の段階では、契約書に関しては要らないのではないかと思います。

今後、いろいろな形で、今回できたとしても、その後もいろいろな形で議論は必要かと思っております。

○大嵩崎かおり議員 条例を遵守しなければならないので、誓約書をあえて取る必要はないのではないかと思います。

○古賀じょうじ議員 我々も誓約書は不要ということで、あらゆる法律、あらゆる条例を遵守するのが当然で、その上で立候補して、当選して議員になっているわけですので、これだけを、誓約書を取るというのは不要だと考えています。

○山本香代子会長 ということで、条例を守らなかったら違反なので、ここは誓約書をどうしても必要ということに関してはいかがですか。

○さんのへあや議員 勉強会の中で講師の先生が、たしかおっしゃっていたかなと思うんですけども、誓約書があることによって、一定の条例に対しての理解をしておいてねという、あくまでも確認というか、そういうことができるということだったので、今、この場にいる議員の方は、皆様、条例制定に関しても議論されていますし、内容も理解されているというところを踏まえると、今の会期中には誓約書、必要ないかなとは思いますが、また新たに期が変わって、新しい議員の方が入ってきたときに、政治倫理条例のことを、理解を深めていただくという上でも、誓約書のことは、そのときにまた考えていただくのがいいのかなと思っております。

○山本香代子会長　　ということは、今回の条例には、それはよろしいですか。じゃあ、今回の条例では誓約書を求めないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　そのように決めさせていただきます。ありがとうございます。

これで、本日出た意見、いろいろございます。かなり異なる意見、また、ちょっといろいろ変えなきゃいけないところもあるので、また改めて協議いたしますが、次回以降、一定の結論を少しずつ、今日みたいに少しずつ、少しずつまとめていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

◎協議事項２ その他

○山本香代子会長　　最後になりますが、もう一個あった、ごめんなさい。その他、何かありますか。よろしいですか。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　それでは、事務局から何かありますか。

○事務局次長　　次回の検討会なんですけれども、11月の28日火曜日、議会運営委員会終了後に予定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本香代子会長　　それでは、本日の検討会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 4 9 分 閉会